**警察に提出する通行禁止解除申請書ならびに道路使用許可申請書に、区役所の窓判をとりに来られたお客さまへ**

1. 通行する車両の総重量が２０ｔを超えるものか２０ｔ以下かによって提出先が異なります。２０ｔを超える場合は、土木計画調整課道路監察担当（二子玉川分庁舎３階）での受付となり、２０ｔ以下の場合は土木計画調整課占用担当での受付となります。２０ｔを超える場合は、特殊車両通行許可申請書で回答を受けた許可書の写しを添付していただければ、確認の上窓判を押します。許可書がない場合は、特殊車両の許可を得てから再度お持ち下さい。
2. 車両総重量が２０ｔを超えた車検証を持参され、その他の項目（車幅、長さ、高さ、軸重、最小回転半径）が車両制限令の一般的制限値内におさまっているものは、車両総重量を２０ｔ以下にして走行するという誓約書（様式は別紙参照）を添付していただくことで、窓判を押します。

**道路法に基づく車両の制限とは**

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条1項、車両制限令第3条）

|  |  |
| --- | --- |
| **車両の諸元** | **一般的制限値　（最高限度）** |
| 幅 | ２．５ｍ |
| 長さ | １２．０ｍ |
| 高さ | ３．８ｍ |
| 重さ　総重量 | ２０．０ｔ |
| 軸重 | １０．０ｔ |
| 最小回転半径 | １２．０ｍ |

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、けん引されている車両を含みます。（車両制限令第2条）

世田谷区長　保坂　展人　殿

誓　約　書

　　下記のとおり法令を厳守して走行することを誓約致します。

　　車種　：

　　車番　：　　　　　　　　　　　　　他　　　台　（一覧表を添付）

　　期間　：　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

　　区間　：　　世田谷区　　　　　　 丁目　　番先　から

　　　　　　　　世田谷区　　　　　　 丁目　　番先まで

　積載量　：　車両総重量　２０ｔ　以下

　　理由　：

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　（会社名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印